

事例1：隊員個人情報の無断持ち出し

【概要】

隊員Aは、共有フォルダ内に保存され、パスワードが設定されていない海上自衛隊に所属する全女性隊員約2,700名分の個人情報（生年月日、家族構成、経歴等）を自分のパソコンに保存しました。

そして、他の部署に異動後、職務上の必要がないにもかかわらず、同僚に依頼して保存していた個人情報を電子メールで自身の異動先へ送付させていました。

隊員Aと話した女性隊員が、自分が伝えていない情報を隊員Aが知っていることを不審に思い、個人情報の持ち出しが発覚しました。

このため、隊員Aは停職5日の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

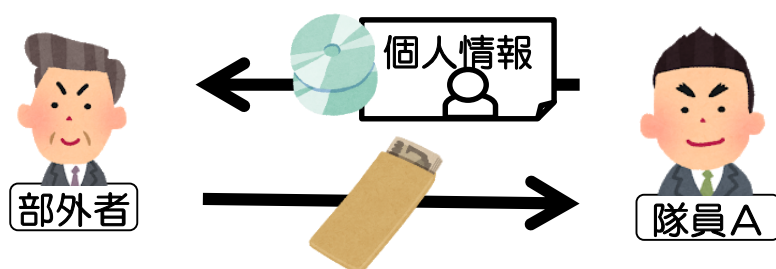
問題となる事象	該当法令等
業務上知り得た個人情報の内容を不当な目的に利用	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第7条（従事者の義務）
保有個人情報等を複製、送信等をする際の手続き不備（保護管理者の許可）	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令の実施について 第4（保有個人情報の管理）第2項 同 第8項
関係職員以外の者の保有個人情報等へのアクセスを制限するために必要な措置の不備	

事例2：金銭目的による大量の個人情報の部外者への提供

【概要】

隊員Aは、機関が管理する大量の隊員の個人情報を、正当な理由もなく部外者に対して不正に提供し、見返りに金銭を受け取りました。

その結果、隊員Aは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第53条違反容疑で逮捕され、懲役2年、執行猶予5年の有罪判決を受けるとともに、免職の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
業務上知り得た個人情報を正当な理由なしに部外者に知らせること	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第7条（従事者の義務） 第53条（罰則）
	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令第10条（個人情報ファイル等の管理）
	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令第11条（保有個人情報の管理）